

平成30年度

札幌市動物愛護管理推進協議会

議 事 録

日 時：2019年2月28日（木）午後7時開会
場 所：WEST 19 2階 大会議室

1. 開 会

○事務局（敦賀動物管理センター所長） 定刻より少し早いのですが、皆様、おそろいのようなので、これから会議を開催させていただきたいと思えます。

ただいまより、平成30年度札幌市動物愛護管理推進協議会を開催いたします。

私は、本協議会で事務局を務めさせていただきます札幌市動物管理センター所長の敦賀でございます。

着座でお話をさせていただきたいと思えます。

本日の議事に入るまでの進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、本協議会は、公開で開催することとなっているため、傍聴席を設けており、札幌市の公式ホームページ上で議事録を公開することとしております。あらかじめご了承くださいますよう、よろしくお願ひします。

また、今年度は、各委員の皆様の改選期を迎えたところございまして、皆様におかれましては、再任または新任として委員就任をご承諾いただきまして、厚くお礼を申し上げます。後ほど、委員の皆様のご紹介をさせていただきたいと存じます。

また、本日は、お机の上に委嘱状を配らせていただいております。本来であれば、交付式という形で手交させていただくところでございますが、略式での交付となりますことをご了承いただきたいと存じます。

では、まず初めに、本日の出席状況をご報告いたします。

本日は、3名の委員から所用により欠席する旨の事前の連絡をいただいております。

本会議は、委員14名中11名の出席となり、出席者が過半数を超えておりますので、札幌市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第17条の規定により、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

次に、お配りしております資料の確認をさせていただきます。

資料は、まず初めに、この会議の次第、委員の皆様の名簿、座席表、報告事項として、平成30年北海道胆振東部地震における札幌市の対応についてという文書と、協議事項(1)として、札幌市動物愛護管理推進計画の進捗状況と、協議事項(2)の飼い主のいない猫への対応についてとなっております。また、参考資料としまして、札幌市動物の愛護及び管理に関する条例、この協議会の根拠となる条項を抜粋したものをペーパーとしてお配りしております。また、今年度に策定しました札幌市動物愛護管理推進計画の本書の冊子と、この計画の概要版、そして、犬と猫の防災手帳ということで、北海道胆振東部地震がありました、実は、その前から札幌市で犬と猫の防災手帳をつくっております、そのものと、動物愛護ボランティア募集のチラシをお配りしております。

資料はおそろいでしょうか。

それでは、開催に当たりまして、札幌市保健福祉局保健所生活衛生担当部長の高木よりご挨拶を申し上げます。

○高木生活衛生担当部長 皆様、おばんでございます。

保健所生活衛生担当部長の高木でございます。

本日は、年度末のお忙しい中、この協議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

また、日ごろから札幌市の動物愛護管理行政にご協力、ご理解を賜っておりますことに、この場をおかりしましてお礼を申し上げたいと思います。

先ほど、司会から申し上げましたとおり、今年度は委員改選の年に当たっておりまして、11名の方には、昨年度から引き続き委員にご就任いただきました。また、今回、新たに3名の方にご就任をいただいているところでございます。

皆様には、委員のご就任につきましてご快諾をいただいたことに、重ねてお礼を申し上げます。

この協議会でございますが、札幌市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、設置をされているものでございます。市民、行政及び関係機関が連携協働して施策を推進する場として、また、それらの施策の推進について、協議、評価、助言、提案などをできる場として設置しているものでございます。

札幌市では、皆様からの提言を受けまして、きょうも資料としてお配りさせていただいておりますが、昨年の4月に札幌市動物愛護管理推進計画を策定したところでございます。

そして、今年度より、その計画に基づきまして、「人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ」の実現に向けて、愛護、管理、そして、福祉の三つの観点から、さまざまな取り組みを実施しているところでございます。

きょうの会議は、それらの今年度実施したさまざまな取り組みについてのご報告とともに、今後の取り組みについて皆様からご意見をいただく貴重な機会であります。

皆様からの忌憚のないご意見、そして、ご提案を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（敦賀動物管理センター所長） それでは、お手元の次第に従いまして進めさせていただきます。

2. 委員紹介

○事務局（敦賀動物管理センター所長） 初めに、私から委員の皆様をご紹介させていただきます。

恐れ入りますが、その場でご起立をお願いいたします。

初めに、公益社団法人北海道獣医師会会長の高橋徹様です。

公益社団法人日本愛玩動物協会動物行動学講師の菊地三恵様です。

認定NPO法人HOKKAIDOしっぽの会代表理事の上杉由希子様です。

公募委員の中村眞樹子様です。

同じく、公募委員の今井真由美様です。

同じく、公募委員の田中敦子様です。

同じく、公募委員の折戸直美様です。

国立大学法人札幌市立大学デザイン学部講師の片山めぐみ様です。

公益社団法人日本愛玩動物協会北海道支所長の相木孝子様です。

北海道ペット事業協同組合長の渡邊泰様です。

一般社団法人札幌市小動物獣医師会会長の前谷茂樹様です。

本日、ご都合により欠席の委員のお名前をご紹介します。

国立大学法人北海道大学大学院獣医学研究・獣医学部教授の滝口満喜様、学校法人吉田学園動物看護専門学校部長の菅健悟様、公募委員の大屋聡子様から、欠席という連絡をいただいております。

続きまして、事務局の職員をご紹介します。

生活衛生担当部長の高木でございます。

動物管理センター管理係長の高田でございます。

同じく、動物管理センター指導係長の坪松でございます。

獣医師でありますセンター職員の大熊でございます。

よろしく申し上げます。

3. 会長及び副会長選出

○事務局（敦賀動物管理センター所長） それでは、議事に入らせていただきます。

初めに、会長及び副会長の選任でございます。

このたび、委員の皆様の改選に伴いまして、会長と副会長を選出することとなります。

なお、会長及び副会長の選出につきましては、札幌市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第15条第1項に基づきまして、委員の互選により選出することとしております。

それでは、会長についてはいかがでしょうか。

○前谷委員 今まで会長をしていただきました北海道獣医師会の高橋委員に引き続きお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（敦賀動物管理センター所長） ただいま、高橋委員との推薦がございましたが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（敦賀動物管理センター所長） それでは、本協議会の会長は、高橋委員にお願いしたいと存じます。

早速でございますが、高橋会長におかれましては、正面の席にご移動をお願いいたします。

〔会長は所定の席に着く〕

○事務局（敦賀動物管理センター所長） ありがとうございます。

次に、会長の職務を代理する副会長の選出でございます。

副会長も委員の皆様の互選により選出することとしておりますが、いかがでしょうか。

○高橋会長 きょうは欠席ですけれども、できれば滝口委員にお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

○事務局（敦賀動物管理センター所長） ただいま、高橋会長より、副会長に滝口委員というご意見がありました。いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（敦賀動物管理センター所長） それでは、本協議会の副会長は、滝口委員にお願いしたいと存じます。

それでは、会長と副会長が決まりました。

ここで、会長から、一言、ご挨拶を賜りたいと存じます。

高橋会長、よろしくお願いいたします。

○高橋会長 それでは、また協議会の会長をさせていただきます高橋でございます。

たくさんのご意見をいただいて、できるだけきちっとした形で前に進めていきたいと思っておりますので、忌憚のないご発言をよろしくお願いいたしますと思っております。

○事務局（敦賀動物管理センター所長） 高橋会長、ありがとうございました。

それでは、ここからの議事進行につきましては、札幌市動物の愛護及び管理に関する条例の規定に従いまして、高橋会長にお願いしたいと思っております。

高橋会長、よろしくお願いいたします。

4. 報告事項

○高橋会長 それでは、報告事項に入りたいと思っております。

お手元の資料に従いまして行いたいと思っております。

まず、最初に、平成30年北海道胆振東部地震における札幌市の対応について、事務局から報告をお願いしたいと思います。

○事務局（高田管理係長） お手元の平成30年北海道胆振東部地震における札幌市の対応についてという資料に基づきまして、報告させていただきたいと思っております。

昨年9月6日に発生しました北海道胆振東部地震の被害状況は、こちらに記載のあるとおりでございます。

札幌市動物管理センターの対応としましては、まず1点目として、特定動物の逸走等がないことの確認をしております。

9月6日発災当時ですが、円山動物園、ノースサファリサッポロ、旧定山溪熊牧場といった特定動物を飼養している施設に状況を確認して、逸走がないことを確認しております。

また、翌日9月7日は、それ以外の個人飼養主や動物取り扱い業者における特定動物の状況について確認がとれまして、いずれも逸走がないことを確認しております。

次に、(2)のペット飼養者への対応でございます。

各区に設置された避難所におきまして、数名の同行避難者がいたという報告を聞いてございます。そのような状況の中で、清田区からの要望を受けまして、清田区体育館に設置するため、動物収容用のテント、あるいは、ゲージ、フード等の必要物資をセンターから貸し出ししてございます。清田区体育館の敷地内に設置されたと聞いております。

また、東区体育館、清田区体育館などでは、今回、同行避難者用の室内スペースを確保できたと伺っております。これは、各避難所の判断となっております。

また、お住まいが被害を受けて、公営住宅への入居を希望される方がいらっしゃいましたが、そういった方々が飼われているペットの一時預かりについて、相談対応などを動物管理センターで行っております。

ウのペット同行避難者への配慮要請文書は、国の環境省動物愛護管理室から、避難所におけるペット用のスペース確保、それから、仮設住宅におけるペット等の同居について特段の配慮をお願いしたいという文書が出ておまして、これを受け、動物管理センターから札幌市役所内の関係部署に配慮要請を発出してございます。

(3)の広域連携ですが、今回の地震は、札幌市でも清田区、東区等で被害がかなり出ており、厚真では、それを超える被害が出ております。

そこで、北海道胆振東部地震ペット対策協議会をつくってございまして、札幌市もこれに参加しております。ほかには、北海道獣医師会様、札幌市小動物獣医師会様、日本愛玩動物協会様、道庁も入ってございますが、役割分担としましては、札幌市外のペットの対応については、獣医師会様、愛玩動物協会様、北海道庁で行っております。また、市内のペット対応については、札幌市で行うということで、情報交換、協力等をしながら対応してきたところでございます。

(4)の災害時動物救護ボランティア関係について、札幌市は、昨年度から、災害時にお力をかしていただく動物救護ボランティアを募集していたところでございますが、今回の災害において、被災者ペットの一時預かりにご協力をいただいております。実績については、1件でございました。

報告は以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

今回は、札幌市と道と獣医師会と愛護団体との連携が非常にうまくいったと私も思っています。

この報告について、どなたかご質問があれば発言していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○前谷委員 清田区の避難所にゲージの貸し出しというのがあったのですが、備蓄されているゲージはどのくらいあるのでしょうか。

○事務局(高田管理係長) 札幌市内の各区に備蓄してございまして、1区役所ごとに30個、10区ですので、合計300個のゲージを置いてございます。

○上杉委員 ペットの一時預かりを希望する被災者の相談対応は何件くらいありましたか。

○事務局（高田管理係長） 相談そのものは、たしか3件か4件あったのですが、相談中に、やっぱり自分で飼われたいとか、ほかに預かっていただけるところが見つかったということがございまして、今回、このボランティアを使つての預かりという形になったのは1件となっております。

○上杉委員 ありがとうございます。

○高橋会長 そのほか、どなたかご発言、ご質問はありませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

5. 議 事

○高橋会長 次に、議事に入らせていただきます。

札幌市動物愛護管理推進計画の進捗状況について、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

○事務局（坪松指導係長） 改めまして、札幌市動物管理センター指導係長の坪松です。

推進計画の進捗状況については、私から説明させていただきます。

まず、皆さんのお手元の資料の札幌市動物愛護管理推進計画の進捗状況をごらんください。

札幌市は、今年度の平成30年4月に、皆様のご意見をいただきまして、札幌市動物愛護管理推進計画という今後10年における札幌市の施策に資する計画を立てさせていただきました。

こちらの計画では、幾つかの具体的な数値目標を設定しておりまして、今年度、その数値目標がどのような達成度合いだったかというところを最初にご説明させていただきたいと思います。

数値目標の概要については、皆様に別途お配りしています推進計画の概要版のほうが見やすいかと思っておりますので、こちらの2ページもあわせてごらんいただくとよろしいかと思っております。

それでは、説明を続けさせていただきます。

最初の数値目標ですが、動物の愛護というところになります。

動物愛護精神の普及啓発に関する数値目標として、動物愛護の精神が広まっていると思う人の割合というものを策定させていただきました。こちらは、各市民へのアンケート調査によって行うものでして、アンケート調査については、費用の観点等から毎年実施できないものですから、来年度以降、2年に1回をめぐりにチェックしていくものとしまして、制定当時は19.8%でしたが、最終的には50%を目指したいという形になっております。これについては、今後、皆様にご報告できるかと思っております。

では、次に、動物の管理に入ります。

動物の管理や福祉向上に関する数値目標ですが、まず、犬の引き取り数は、迷子の犬、及び飼えなくなったということで、飼い主から引き取った犬の合計数値を目標としており

ます。2016年度の実数の211頭を2023年度までに190頭まで、さらに、2027年度までには160頭まで減少させるという目標を立てております。2016年度の211頭に対しまして、昨年度の2017年度は160頭、今年度は、1月31日時点の数値にはなりますが、149頭となっております、一旦は数値目標を大幅に達成しているという状況になります。

また、猫の引き取り数ですが、こちら迷子の引き取り数と飼い主が飼えなくなった引き取り数を足したものになりますが、2016年度は1,151匹、これを2023年度までに660匹、2027年度までに560匹まで減らすという目標となっております。こちらについては、2016年度は1,151匹、昨年度の2017年度は721匹、今年度は、1月31日時点で525匹ということで、引き取り数については、犬、猫ともに大幅な減少が見られているところです。こちらについては、今後の推移を見ながら、改めて数値目標の設定も踏まえて、今後、削減に努めてまいりたいと思います。

では、ページをめくっていただきまして、次に、相談件数等の報告になります。

動物の管理については、このほか、犬に関する相談件数等の数値目標を立てておりまして、まずは、犬による咬傷事故件数になります。

こちらは、2016年度の69件に対しまして、2027年度までの10年間で25件に減らすことが目標となっております。こちらについては、2016年度が69件、2017年度が56件、2018年度は、1月31日までの時点で58件となっており、目標をぎりぎりクリアしている状況でございます。ただ、まだ2月、3月の数字が発生していませんので、これらを踏まえて、今後、咬傷事故がないように普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、犬に関する相談は、二つほど目標を設定しております。

一つは、不衛生です。ふんの放置や尿の問題といった不衛生の苦情に関するものですが、2016年度の58件を2027年度までに30件に減らすという目標となっております。こちらは、2016年度が58件、2017年度は34件、2018年度は、1月31日時点の数値で34件と、現在、数値目標を達成している状況となっております。

もう一点、犬に関する相談ですが、放し飼い、ノーリードの散歩や公園での放し飼いの苦情に関する相談件数です。こちら2016年度の52件を2027年度までに30件に減らすという目標を立てておりまして、こちらの件数が、2016年度は52件、2017年度は37件、2018年度は、少しふえまして、先月末の時点で42件となっております。こちら、現在のところは目標を達成できそうな件数となっておりますが、今後も引き続き啓発が必要と考えております。

次に、猫の苦情相談です。

こちらは、推進計画では、体制整備のほうに入っておりますが、動物の管理に関するところもございますので、動物の管理、福祉に関する項目として入れさせていただいております。

猫の苦情相談というのは、猫によるふん尿での困り事、不衛生や庭や畑を荒らされているといった相談対応件数について、数値目標を掲げております。2016年度の152件を2027年度までに100件に減らすという数値目標になっております。現在のところ、2016年度の152件に対しまして、2017年度が110件、2018年度は114件となっております。こちらについても減っている状況で、このままいけば目標値は達成できるのではないかと考えております。

次に、体制整備のところですが、動物愛護管理にかかわる推進体制の整備に関する数値目標としまして、1点目は、犬の殺処分数です。札幌市では、平成26年1月から殺処分ゼロを達成しておりまして、これを2027年度まで継続するという目標となっております。この目標については、現在のところ、殺処分ゼロを継続して達成している状況になりますので、これを今後とも続けていきたいと思っております。

なお、参考で、猫の殺処分については、2016年度から1件となっております。今年度についても、2019年1月31日時点で、負傷し、回復の見込みのない猫を安楽死の観点から1匹殺処分としておりますが、いわゆる環境省定義である殺処分という形のものはありません。

もう一点、推進計画に基づく目標値ですが、猫の収容中の死亡件数になります。

こちらについては、2016年度の122匹を2027年度までにおよそ半数の60匹まで減らすという目標になっております。これについては、2016年度が122匹、2017年度が61匹、2018年度が38匹と、大幅に減少することができております。これらについても、引き続き、目標を達成するように努力していきたいと考えております。

4ページになります。

ここからは、数値目標の達成ではなくて、第5章で取り上げました具体的な取り組みの実施状況についてご説明させていただきます。

推進計画では、目標を達成するために、短期間で速やかに実行する取り組みと中長期的に推進する取り組みを分けて掲げております。

今回は、推進計画を策定した初年度となりますので、速やかに実施する取り組みを皆様にご報告させていただくとともに、中長期的に推進する取り組みとしておりましたが、なるべく早く、今年度を実施できたものについて、一部、報告をさせていただきたいと思っております。

なお、報告の中にある数値等については、2019年1月31日時点での速報値となりますので、ご了承ください。

まず、動物愛護精神の普及啓発に関する取り組みについてご報告させていただきます。

まず、市民全体を対象とした普及啓発事業ですが、項目としては、人とペットの暮らし広場、小動物慰霊の日、動物愛護パネル展、遺棄虐待案件等への対応方法周知でございます。

人とペットの暮らし広場については、昨年度の2017年度は、9月2日に実施させて

いただきまして、来場者数は6,996名ということで、たくさんの方にご来場いただいたところですが、今年度の2018年度については、9月9日の日曜日に実施する予定だったのですが、残念ながら、震災の影響で中止となってしまいました。こちらのイベントについては、来年度も引き続き開催したいと考えておりますので、ご関係者の皆様は、どうぞご協力をよろしくお願いいたします。

次に、小動物慰霊の日ですが、こちらは、動物愛護週間行事と兼ねまして、ペットの霊を慰める日として、福移支所で行っているものになります。2017年度は、9月22日に実施しまして、2018年度は、9月21日金曜日に実施させていただいております。これについては、市民の皆様の動物への愛情を育む期間の催し物として、次年度以降も引き続き実施していきたいと考えております。

次に、動物愛護パネル展、そのほか、動物愛護イベントに関してのご報告になります。

こちらについては、センター単独で行った事業もございますが、そのほか、獣医師会様や愛護団体の皆様にご協力をいただいております。

2017年度は、札幌市の複数の場所で6回開催させていただきました。今年度の2018年度については、全部で7回実施させていただきましたところですが。

細かな情報についてのこの場でのご報告は控えさせていただきたいと思っております。

次に、遺棄虐待案件への対応についてですが、昨年度、札幌市と北海道警察署の連名で環境省が作成しました動物の虐待に関するポスターを各関係機関に掲示したところですが。

また、毎年度、北海道警察本部が開催する環境犯罪連絡対策会議にも出席させていただきました。関係機関との情報共有に努めさせていただいております。

次に、子どもの動物愛護教育に関してご報告させていただきます。

命の教室は、すぐに実施する取り組みとして、中学校や小学校などに行き、命の大切さを教える教室という形で、出前講座として開催させていただいております。

また、どうぶつあいご教室は、市内の幼稚園や保育園の園児を対象としまして、動物にとの触れ合い方や命の大切さを学んでいただく授業となっております。

こういった二つの教室をそれぞれ開催しましたので、報告させていただきます。

まず、命の教室については、2017年度は、それぞれ中学校で2回開催させていただきました。延べ770名の生徒に対して実施させていただきました。

また、今年度の2018年度については、児童会館や特別養護学校などで3回開催させていただきました。計52名の生徒が参加したところになります。

また、どうぶつあいご教室については、2017年度は、25施設で1,147名の園児が参加しております。今年度の2018年度は、22施設で実施して、857名の園児が参加しております。

子どもの動物愛護教育については、以上になります。

続きまして、動物の適正管理・福祉向上の取り組みについてご報告させていただきます。

まず、家庭動物の適正管理についてですが、項目として、愛犬といっしょの公園散歩講

座は、今回ご参加いただいております愛玩動物協会様にご協力をいただいて、大規模公園で実施している愛犬の散歩講座になります。

また、それ以外は、通常の業務の中で、動物に関する相談、事故の対応や啓発指導、また、狂犬病予防にかかわる啓発指導を行っているところです。

まず、愛犬といっしょの公園散歩講座について、2017年度は、手稲稲積公園、川下公園、中島公園の3カ所で開催し、56名の飼い主の皆さんと30頭の犬が参加しております。2018年度については、モエレ沼公園、月寒公園で実施できましたが、当初参加を予定していた平岡公園については、震災と台風の影響で残念ながら中止となってしまいました。なので、2018年度については、2回の実施で、30名の飼い主と21頭の犬が参加しております。

続きまして、動物に関する相談、事故等については、先ほど数値目標のところでご報告させていただきまして、そういった相談件数に応じて現場での指導等を行っているところです。

次に、狂犬病予防にかかわる啓発指導ですが、これから、狂犬病予防接種の期間を迎えますが、公式ホームページやポスター等での普及啓発に加えまして、昨年度から、狂犬病の啓発イベントとしまして、地下歩行空間でパネル展等を開催しているところです。2017年度は971名、2018年度は670名の方の来場という結果になっております。

また、家庭動物の適正管理については、中長期的に推進する取り組みとして、特定動物、いわゆる危険動物ですが、こちらの飼養者の施設に定期的な立入検査を実施しております。現在のところ、定期的な立入検査というのは、全施設を対象としているわけではなく、動物取り扱い業者や特定動物を多数取り扱っている業者を対象として定期的に立入検査を実施しているところです。

また、今年度は、震災がございましたので、震災直後は、人に危害を加えるおそれがある危険動物が逸走していないか、確認したところです。

次に、動物取り扱い業者における動物の適正管理の項目になります。

こちらについては、適正な販売方法や展示方法の啓発ということで、取り扱い業者に関する立入検査等の実施について取り組みを行っているところです。

主な内容としては、まず、市民からの相談等に応じた立入検査の実施ですが、2017年度は20件、2018年度は29件となっております。

また、取り扱い業者については、法令に基づきまして、年1回、取り扱い責任者研修会を受講しなければいけないという規則がございます。こちらについて、2017年度は、対象者数654名に対して実施、2018年度は、645名に対して実施したところとなっております。

では、ページをめくっていただきまして、三つ目の動物愛護管理にかかわる推進体制の整備についてご報告させていただきます。

まず、普及啓発や教育の体制に関するものですが、動物愛護推進員に対する研修会を実

施しております。

こちらについては、独自の研修会というわけではなくて、札幌市は、年間を通して、市民向けのセミナーなどを開催しております。学術的な見地を深めていただくため、こういったセミナーへの参加を呼びかけ、推進員に参加していただくとともに、定例会も実施させていただき、意見交換をさせていただいたところです。

また、中長期的に推進する取り組みとしましては、獣医大学系の学生実習や職場体験活動の推進という形をとっております。こちらについては、今年の2018年8月に北海道大学獣医学研究院・獣医学部と札幌市動物管理センターで連携協定を締結させていただきました。今後は、この連携協定に基づき、大学獣医学部と連携したさまざまな取り組みを実施していきたいと考えております。

また、職場体験の受け入れですが、今年度、中高生等の実習の受け入れとして、中学生を1名、職場体験として実習受け入れを行いました。

次に、収容動物の管理や譲渡の体制についてご報告させていただきます。

こちらについては、譲渡事業に関する広報活動としまして、動物管理センターで行っている譲渡活動を啓発イベントで周知するとともに、2018年9月にSNS、公式ツイッターを開設させていただきました。開設から多くの方にフォローしていただきまして、収容動物の情報やイベント等の情報を随時掲載して、皆様にお知らせしているところでございます。

引き続き、収容動物の管理や譲渡の体制の中長期的に推進する取り組みについては、動物愛護推進員やボランティアによる活動拡大になります。本日、皆様に資料としてお配りしましたが、2018年12月に動物愛護ボランティアという新たなボランティア制度を設置したところになります。こちらについては、より市民の方に札幌市動物管理センターに足を運んでいただき、ボランティアとして活動してもらうことを目標として設置したのになりまして、3月から募集を開始し、順次、活動をしていただく予定となっております。

次に、譲渡動物への不妊去勢手術やマイクロチップ装着の推進についてご報告させていただきます。

まず、動物管理センターでは、収容動物の不妊去勢手術を実施しております。2017年度は、主に猫になりますが、雄47匹、雌13匹の手術を実施しております。

また、今年度の2018年度は、猫の雄30匹、雌18匹に対して不妊去勢手術を行い、譲渡につなげている形になっております。

こちらについても、今後、体制を整備して、センターに収容される動物全頭の手術ができるような形で推進していきたいと考えております。

次に、災害時における対応体制についてご報告させていただきます。

すぐに行う取り組みとしては、災害時における動物取り扱い等の周知についてです。

まず、先ほどご報告しましたが、今年の2017年9月に災害時動物救護ボランティア

制度を立ち上げまして、現在のところ、47名の方に登録をいただいております。これらの方については、2018年9月にございました震災でも、ボランティアとして大いに活動していただいております。

また、周知として、本日皆様にお配りしておりますが、犬と猫の防災手帳を作成しております。2018年5月に発行以来、2万部を作成し、大変ご好評いただいております。

また、今年度から、新たにペットに対する災害の出前講座を開設いたしまして、2018年度は、1回、17名の方に参加していただき、実施したところです。

また、ほかの団体が実施する勉強会や講習会などにもペットの災害の講師という形で講師派遣をさせていただいたことが1件ございましたので、ご報告させていただきます。

次に、災害に対して、中長期的に推進する取り組みですが、災害時を想定した訓練ということで、2018年8月に清田区の防災訓練へ参加いたしました。また、翌月の9月には、札幌市総合防災訓練へも参加したところになっております。

以上が、推進計画に基づき策定しました具体的な取り組みの今年度と昨年度の実施状況になっております。

最後に、7ページの動物管理センター（施設）のあり方についてご報告させていただきます。

推進計画では、今後、センターのあり方について検討していくと挙げさせていただきましたが、現在、整備基礎調査をしているところです。

こちらについては、平成30年9月26日から平成31年3月29日まで、新しいセンターを建てる候補地として、①から⑤の候補地について、愛護センターの設置に関する基本的な情報の収集や現状調査、動物愛護センターの各候補地の周辺環境等の調査、また、愛護センターの建築概要などの提案を業者に委託し、調査を行っているところです。また、このほかにも、内部的な運営方法等の調査を含めまして、今後、改めて庁内で調整していく予定となっております。

推進計画の取り組み状況等については、以上になります。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、順次、前に戻って、皆さんのご意見を聞きながら進めていきたいと思っております。

まず、推進計画の進捗状況の中で、数値目標のところでは坪松係長からいろいろとお話をいただきました。この辺のところでは、どなたか発言はございますか。

○中村委員 犬に関する相談も、不衛生や放し飼いなどがあるのですが、これは、あくまでも管理センターに一報が入っている数字ですね。

○事務局（坪松指導係長） そのとおりです。

○中村委員 でも、私は実際に見ていますが、多分、この10倍以上あると思うのです。

それで、5ページに飛ぶと、パトロール及びと書いているのですが、パトロールというのを私は一度も見たことがないのですが、具体的にどんな形で行っているのですか。

○事務局（坪松指導係長） パトロールについては、具体的には、こういったさまざまな

相談が動物管理センターに入っておりますので、市民や公園の管理者などの要望に応じて、現地をパトロールするというものになっております。

○中村委員 適当にと言うと変ですし、当てずっぽうでもないですが、特に相談がなければパトロールにも行かないという状態ですか。それとも、ランダムに、定期的に、きょうは何区のどこに行こうとか、そういう計画はないのですか。

○事務局（坪松指導係長） 基本的には、相談があった場所を重点的にということになりますが、そのほか、相談がないときも含めまして、市内の複数の箇所、過去に放し飼いの相談があった場所とか、そういったところも含めて市内の至るところを回っているという状況になります。

○中村委員 仮に、この公園がひどいですという一報があったら、パトロールを行うのですか。

○事務局（坪松指導係長） はい。こちらでもパトロールを行いますし、公園とか特定の管理者がいる場合は、そちらと相談して、適宜、対応させていただいております。

○中村委員 ありがとうございます。

○高橋会長 そのほか、この辺のところでありませんか。

○菊地委員 最初の動物愛護の精神が広まっているかどうかというアンケートですが、対象人数がどれぐらいかということと、どういう人を対象にしたのかを教えてくださいと思います。

もう一つは、次の2ページの犬に関する相談のところで、問題行動がなかったのかどうかです。例えば、吠えるという問題はよくあると思うのですが、そのあたりがどうだったのかを教えてくださいと思います。

○事務局（坪松指導係長） まず、1点目の動物愛護精神の普及に関するアンケート調査については、札幌市の広報部で行っておりますインターネットアンケートを利用しております。インターネットアンケートですので、登録サイトにございます札幌市内にお住まいの不特定多数の方を対象としておりまして、この当時のN数は、480名となっております。

○菊地委員 結構少ないですね。対象が何歳から何歳かというのはわかりませんか。

○事務局（坪松指導係長） 年齢の対象までは、手元に資料がないので、後ほど改めてご報告させていただきたいと思います。

対象としては、500名の方にアンケートを行って、有効回答数が480名となっております。

状況については、推進計画の40ページにN数を含めて掲載しておりますので、ごらんください。

もう一点の質問で、問題行動における相談ですが、相談記録として、飼育相談というのは、今のところ、動物管理センターでは、件数として記録していない状況になります。ただ、犬や猫の問題行動がもとで飼えなくなったという相談がございまして、そちらについ

ては、相談記録をつけておりますので、一定の件数をご報告できると思います。こちらについても、後日、改めてご報告させていただきたいと思います。

○高橋会長 そのほか、どなたかありますか。

○上杉委員 まず、(2)の動物の適正管理・福祉向上に関する数値目標のところ、既に目標値に達しているわけですが、今後の目標値はどうなっていくですか。

それから、猫の引き取り数ですが、大幅に減少している要因はどういったことなのか、お伺いしたいと思います。

また、3ページですが、収容中の猫の死亡数の減少を目指していらっしゃるということで、まず、死亡の原因と、減少させるための対策として具体的にどんなことに取り組まれるのかということをお伺いしたいです。

○事務局（坪松指導係長） まず、1点目の犬猫の引き取り数の数値目標については、現状、目標値を大幅に下回っていることから、これから、状況を踏まえた上で、計画の見直しなども皆様にご検討いただきながら、上方修正を行っていきたいと考えております。

2点目の猫の引き取り数の大幅な減少について、何が原因かというところは、正直、分析をしていないところもありまして、難しいところがございます。ただ、一つ言えることは、こちらについては、飼い主のいない猫などに関する皆様や市民の方々のご理解や動物愛護団体の活動も踏まえて、動物管理センターに持ち込まれる猫が減少したのではないかと考えております。

もう一点、猫の収容中死亡の原因について、私は今年度に戻ってきたばかりなので、昨年度以前の様子がわからないのですが、今年度の様子で言えば、主に交通事故がほとんどになります。また、飼い主のいない猫の重度の感染症が死亡の主な原因となっております。

死亡原因については、詳しく解剖等をしていないので、詳細なところはわかりませんが、今後としては、重度の感染症や交通事故について回復まで持っていくのはなかなか難しい現状もございますが、猫が感染症や事故に遭わないような別の観点からの方面とあわせて、収容中に亡くなるような猫を減らしていきたいと考えております。

○上杉委員 具体的に減らしていくために、病院にお願いしたり、センターで治療を施して減らしていけますか。

○事務局（坪松指導係長） そこについては、今後検討させていただく形になります。

○上杉委員 それから、少し戻りまして、猫の引き取り数の減少のところですが、私たちがいろいろ活動している中で、迷子の猫をなかなか収容していただけないことが、ほかの道立の保健所もそうなのですが、猫をそのままにしておいてくださいとか、近所に飼い主がいるかもしれないですからということで、なかなか取り扱ってくださらないということをお伺いなのですが、もちろんそういったこともあるとは思いますが、でも、明らかに弱っている子とか、数日前からいるとか、そういう場合は、迷子と判断して、引き取っていただけるようお願いしたいと思います。

○事務局（坪松指導係長） そちらについては、ご意見として頂戴いたしまして、今後、

センターの対応ということで検討させていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○高橋会長 そのほか、前半の数値目標のところ、いかがですか。

○片山委員 丁寧なご説明をどうもありがとうございました。よくわかりました。

今の上杉委員の意見と関連するかもしれませんが、例えば、センターが市民へ命の大切さを一生懸命啓蒙すると、地域の人には猫の苦情の相談もしやすくなって、電話がかかってくる。この数値目標は、上がることや下がるのが本当にいいことなのかという本質が見えにくいなという感想を持つのです。

猫の苦情相談が下がるということは、センターが何を頑張って下がった、上がったと私たちが理解すればいいのか、それに対して私たちは何を評価すればいいのかがいまわからぬので、下がったのですか、上がったのですかという感想しか、何となく持ちにくいという思いがあります。例えば、苦情相談というのは、どういうふうに理解したらいいのでしょうか。

○高橋会長 ここのところはなかなか難しいですね。坪松係長の私的な考えでもいいです。多分、行政からすると、いろんなパターンで来るわけですから、それを全て分けていくともうちょっとわかるのかもしれませんが、現実的には無理なような気がします。どうですか。

○事務局（坪松指導係長） 先ほど、片山委員がおっしゃったとおり、こういったことを周知していくことで、一時的に相談件数がふえるということは十分考えられることだと思います。ただ、そういった相談件数がふえたとしても、その後、また減っていくということであれば、実際、相談については、困っている方が減少しているというところが見えると思います。そういった数値目標の件数の目標は設定させていただきましたが、そういった増減を踏まえて、適正な飼育が市民の皆様には伝わっていくような施策を展開できているかどうかを判断する目標のあり方ではないかと思います。

また、猫については、主に飼い主のいない猫に対する餌やりや繁殖というものが、相談につながっている形になります。こういったものについては、さまざまな取り組みをしていくことによって、外にいる猫が減っていくと、自然と件数として減少していきますので、そういったところを目標として、このようなそれぞれの数値目標を設定させていただいたということです。

○片山委員 そうすると、例えば、ことしの114件というのは、ご自身はどのようなふう

に評価なさっているのですか。

4件上がったと言えば上がったのですが、変わっていないと言えば変わっていないです。

○事務局（坪松指導係長） 先ほどお話ししたように、単純に前年度から上がった、下がったではなくて、長期的なスパンでこういった数値目標を見ないと、正確な評価ができないものと考えております。

ですので、今後、この合計が急激に上がっていくのか、もしくは下がっていくのかとい

うところの平均値なども見ながら、施策について十分実施できているかどうかを判断していきたいと思っております。

○片山委員 そうすると、9年後の2027年度の100件というのは、何をもとに設定しているのですか。

○事務局（坪松指導係長） この100件というのは、推進計画の42ページを見ていただくとわかるのですが、もともと年間合計200件程度の相談がありました。それについて半減させることを目標として、100件という数値を出させていただいたところです。

○片山委員 何となくわかりました。

○高橋会長 そのほかにも、推進計画の進捗状況の中でご質問、ご発言があればお願いします。

○上杉委員 5ページ目の動物取り扱い業者における動物の適正管理のところ、相談に応じた立入検査の実施で、2017年は20件、2018年は29件とありますが、これは、重複した数字ではなくて、それぞれ別なところという考えでいいですか。

○事務局（坪松指導係長） 説明が不足していて、申しわけございません。

こちらについては、市民の方から、この施設は問題があるとか、こういったトラブルがあったということをご相談いただきまして、対応した件数になっておりますので、中には重複した施設もございます。

○高橋会長 その辺のところ、何かご質問はありますでしょうか。

ある意味では、そういう情報がなければ動けないですね。

○事務局（坪松指導係長） ただ、中長期的に推進する取り組みとしては、動物取り扱い業者の登録の有効期間は5年ございますので、申請したときに立入検査をして、次の5年後にということがないように、今後は、定期的に全施設を回れるような取り組みを実施していきたいと思っております。

○高橋会長 過去に、そういう例があるのですか。

○事務局（坪松指導係長） 定期的な立入検査が過去に行われた例としては、動物愛護管理法の改正に伴いまして、猫の展示時間が制定されたときや夜間展示が禁止になったときです。それは、法令の改正に基づいて重点的な定期監視を行った経緯がございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

そのほかにも何かありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○高橋会長 それでは、もうちょっと進みたいと思います。

動物管理センターのあり方について、7ページから後ろのところ、何かご質問があれば出していただきたいと思います。

○菊地委員 先ほど聞き忘れたのですが、6ページの動物愛護ボランティア制度は、登録制ということですか。

○事務局（坪松指導係長） 来月から募集を開始するのですが、こちらについては、ボラ

ンティアを募集しまして、センターに登録いたします。登録されたボランティアの中から、随時、私どものイベントや、必要に応じてお声をかけさせていただいて、センターで活動していただくという制度になっております。

○高橋会長 これは、動物愛護推進員とはまた別な形ということですね。

○事務局（坪松指導係長） そうです。推進員は資格等を要するのですが、それとは別の参加しやすい制度という形です。

○上杉委員 6ページですが、中長期的に推進する取り組みの3-2に、不妊施術の数が出ています。この不妊去勢手術のタイミングは、どのように。先ほど坪松係長が全頭を目指すとおっしゃっていましたが、雌も全部センターで手術されていたのでしょうか。

○事務局（坪松指導係長） こちらに挙げさせていただいた数値は、あくまでもセンター職員が実施した件数となっております。

○上杉委員 では、実際は、もう少し多くなりますか。

○事務局（坪松指導係長） この2年については、センターでしか実施していないので、この頭数のみになります。

○上杉委員 わかりました。

実施する猫たちは、どのタイミングで実施しますか。

○事務局（坪松指導係長） まず、譲渡対象となった猫に限りまして、体調等の変化も見ながら実施させていただいております。特に、雄は、基本的には、体調がよければすぐできますので、なるべく入ってきて早目にとりますが、雌については、計画的にやらないと、職員の業務の都合もありますので、計画を立てながら、どの猫を実施するかという形でやらせていただいております。

今のところ、具体的にこのタイミングでという決まったものはございません。

○上杉委員 来年度はどれぐらいを考えていらっしゃるのですか。

○事務局（坪松指導係長） それについては、今後の検討課題とさせていただきます。

○上杉委員 わかりました。ありがとうございます。

○高橋会長 そのほかに何かありませんか。

○菊地委員 もう一つだけ聞かせてください。

6ページの災害時における対応体制のところの犬と猫の防災手帳ですが、これは基本的にどこに置いているのでしょうか。

というのは、飼い主から、欲しいのですが、どこに行けばいいのかという声が結構あったのです。ですので、私もお伝えしたいと思っておりますが、動物病院とかにもあるということですか。

○事務局（高田管理係長） 防災手帳ですが、市役所本庁舎、保健所、各区の保健センター、動物管理センター本所、支所で常時配架していると。このほか、札幌市小動物獣医師会様のご協力もいただきまして、獣医師会に入られている動物病院でも配架がございましたが、一部、配り切ってしまったところ等も当然あると思っておりますので、ご要望があ

れば、随時、追加で配架する対応をさせていただければと思っております。

○高橋会長 ありがとうございます。

そのほかに、何かありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○高橋会長 この議題については、よろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○高橋会長 それでは、進捗状況については一旦終わらせていただきます。

次に、飼い主のいない猫への対応について、事務局からご説明をいただければと思います。

○事務局（坪松指導係長） こちらも私から説明させていただきます。

皆さんのお手元にA3判の大きな資料がございますので、ご確認ください。

札幌市としては、札幌市動物愛護管理推進計画に基づきまして、今後、飼い主のいない猫の対応について、検討してまいりたいと考えております。

検討するに当たって、まず、上段に、現在の札幌市の現状と課題を挙げさせていただきます。今後、こういった対策が必要かという考え方の素案を下のほうに示させていただきます。

簡単に内容をご説明させていただきます。

まず、現状と課題ですが、フロー図となっております。まず、左上に飼い主がおりまして、一般的に、飼い主については、動物愛護管理法や条例で室内飼育、繁殖制限、終生飼育が努力義務として課せられております。ただ、現状、迷子にしまったり、遺棄、捨ててしまったり、放し飼いをする飼い主がいて、帰れなくなって、飼い主のいない猫が地域に増える現状がございます。

なお、札幌市には、猫をやむを得ずに外に出す場合は、罰則はございませんが、所有者明示、迷子札と、繁殖制限措置を義務づけているところでございます。

こういった飼い主のいない猫については、一旦は、特定の飼い主が存在せず、屋外で生活する猫と定義づけさせていただきましたが、不妊去勢手術をしないと、猫の特性上、すぐ増えてしまいます。こういったことが真ん中の地域住民の迷惑となっていたり、また、そういった地域に住まわれている方々が猫に餌を与えることによって、不適切な猫の餌やりと表現させていただきましたが、猫の栄養状態がよくなって、増える原因の一因ともなっているところになります。

これについて、札幌市動物管理センターでは、地域住民の相談を受け、困っている方には、自衛策等の助言ですとか、餌を与えている方には、不妊去勢手術の実施や適正な猫の管理を指導しているところになります。現在のところ、指導本拠としては、動物愛護管理法、または、札幌市の条例に基づくものとなっております。

また、こういった適正な管理や飼育というのは、現在飼われている猫にも当てはまることなので、飼い主についても、適正飼育の指導、普及啓発を行っているところです。

また、これら以外に、札幌市内では、幾つかの動物関係団体が飼い主のいない猫についての活動をされておりまして、地域住民の相談などを受けながら、協力や支援を行っているという現状がございます。

これらの現状を踏まえまして、幾つか課題を挙げさせていただいております。

まずは、飼い主への適正飼育の普及啓発については、まだまだ適正な飼育ができていないという現状もございまして、市民への周知不足が課題でありまして、ここは、今後ますます推進していかなければいけないところかなと思います。

また、地域住民の課題としましては、まず、最近、猫を保護したいという相談が動物管理センターでも結構増えてきておりますが、実際に猫を保護する方法がわからないですとか、猫を保護したくても道具がないなどの相談がございます。

また、地域に猫が増えないように不妊去勢手術等をしてあげたいのですが、そういったものについてはお金がかかりますので、費用負担が大きい。

また、民間の助成制度を知っているのですが、そういったものを個人で利用するには、どうしてもハードルが高くてなかなか受けられないので、市でどうにかしてほしいなどの相談が多く見受けられますので、そういったところが課題かと感じております。

また一方、実際に活動する動物関係団体にもいろいろとお話を伺わせていただいた課題としては、飼い主のいない猫で困っている市民からの相談が数多く寄せられていると。そういった中で、相談の受け皿がなかなかないと聞いております。

また、愛護団体でも、実際に活動するときには、不妊去勢手術や健康管理に関することはやっぱり費用がかかるということで、負担が大きい。

また、愛護団体が出ていってこういった活動をやることについても、地域住民の理解などが不足しており、なかなかうまく進んでいかない。あと、新しい飼い主を探したいと言って保護したはいいけれども、譲渡がなかなか進まないなどの課題があると伺っております。

こういった課題を踏まえまして、今後、札幌市では、こういった考え方や必要な支援について整理していきたいと思っております。

こちらについては、札幌市動物愛護管理推進計画の具体的な取り組みで、飼い主のいない猫のガイドラインを作成すると挙げさせていただいております。このガイドラインについては、本来、中長期的な取り組みという形で位置づけさせていただいておりますが、こういったところは早急に解決すべき課題であろうと認識しておりまして、早急に着手したいと考えている次第でございます。

まず、このガイドラインの中で考え方を整理していく上で、今回は、札幌市としての考えの素案をご報告させていただきます。

環境省などのガイドラインにも書かれておりますが、基本的には、こういった地域における飼い主のいない猫対策については、まずは、地域住民が自分たちの問題であると認識し、地域住民が地域の中でこういった対策ができるかを検討し、主体的に取り組んでいく

ことが必要と考えております。その中で、行政や動物関係団体の情報共有や協力のもと、さまざまな支援を行っていく形態が望ましいのではないかと考えているところです。

具体的な対応について、飼い主のいない猫については、やはり大きく分けて二つが理想的な対応かなと考えております。

一つは、子猫や人なれした猫については、飼い猫として、人のもとで適正に管理されることが望ましいと考えております。これが理想的な対応①の飼い猫にするという部分になります。

ただ、全ての猫を飼い猫にするのはなかなか難しいということがございまして、特に人になれていない大人の猫を飼い猫にするには、努力と長い時間がかかると考えております。こういったものについては、理想的な対応②として、地域で管理して、地域の猫として、その地域で生涯を全うできるように管理していくのが望ましいのではないかと考えております。

ただ、全ての市民にこの二つのいずれかをやれと言うのは、到底無理な課題でございまして、そこは、やはりそれ以外の対応という形で、そのほか、猫が増えないようにTNR活動をするとか、最終的には、人との共存と言いますが、人と猫が全くかかわらないで同じ空間に住むというのも共生のあり方ではないかという考え方も一つの方法として提示させていただきたいと考えている次第でございまして。

また、これら理想的な対応を含めまして、地域の中で対応していく中では、やはり地域の理解を推進していくとともに、やはり猫を保護して増えないようにする不妊去勢手術が必須になっていきますので、今後、こういった推進協議会の皆様のご意見を聞きながら、札幌市、動物関係団体、各住民などがどういった役割で飼い主のいない猫に対応していくのがいいのかというところを取りまとめていきたいと考えております。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

ここはなかなか難しいですね。

どなたか、こんな案がありますというのがあれば、出してください。

○上杉委員 案というわけではないですが、考え方の整理と必要な支援のところ、子猫や人なれした猫を飼い猫として推奨というのはとてもいいと思いますが、札幌市としては、どう推奨されるのですか。推奨するための具体的な施策があるのですか。アドバイスということでしょうか。

○事務局（坪松指導係長） 今回は、一旦、考え方の例示の素案という形で提示させていただきまして、この協議会を含めて検討した内容を最終的にガイドラインという形でまとめさせていただきます。そして、そのガイドラインをさまざまなイベントや広報なども踏まえまして市民の皆様にも周知していくという形になりますので、そのガイドラインの中で、推奨という言葉も使用していければと思っております。

○上杉委員 では、今は、具体的なことというよりも、イメージという感じですね。

○事務局（坪松指導係長） そのとおりです。

○事務局（敦賀動物管理センター所長） たたき台のたたき台というイメージです。まるっきりこれでコンプリートということではなくて、こういう問題があるので、これから皆さんと一緒に考えていきましょうという絵を最初に描いただけとご理解していただければと思います。

○上杉委員 承知しました。ありがとうございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

そのほか、どなたかありませんか。

○中村委員 下の段に地域住民とあって、札幌市が活動を支援とあって、相談窓口の設置、猫の保護方法の助言、この保護方法というのは、捕まえ方のことなのか、それとも、捕まえた後、どこに猫を収容するといったことなのか、どちらでしょうか。

○事務局（坪松指導係長） とりあえず、具体的な方法が決まっているわけではないので、一つの例示として、こういった支援が考えられると書いておりますが、イメージとしては両方です。捕まえてどういうふうにしていくかというところも踏まえて、保護という形で挙げさせていただいています。

○中村委員 私も不妊とか去勢のことをやっていますが、捕まえて、一時でも預かる場所がないと難しい場合があるのです。

例えば、動物病院の先生にもよるのですが、いつでも連れてきていいよという先生もいれば、普通の飼い猫みたいに予約してくださいと言われてしまうと、野良猫の場合はいつ捕まるかわからないのです。捕まえて、捕まえました、では予約となると、下手したら3日か4日かかってしまうのです。例えば、その間、預かる場所がないということで、やむなくまた放してしまうということもあるのです。

今後、そういうところは管理センターも協力してもらえたらいいなと思っていました。

○事務局（坪松指導係長） わかりました。意見としてお受けしまして、検討させていただきたいと思います。

○高橋会長 そのほか、名案はありますか。

結局、地域でどなたかが餌をあげているわけですから、そうすると、その人たちにも理解してもらわないとなかなか難しいということがあるような気がするのです。

また、今回、厚真でも猫を大分連れてきているのですが、そこですぐに不妊去勢手術はできるのですが、絶対に一回はメディカルチェックをしておかないと、何かあったときに、逆に、猫に本当に申しわけないということがあるので、時間的には、目で見て健康で、これは大丈夫だという子もいれば、やっぱり血液を見てみないとわからないという場合もありますので、なかなか難しいと思うのです。あとは、地域の方がそれにどれぐらい協力していただけるかということですよ。

どなたか、何かありませんか。

ここのところは、行政として一番頭の痛いところですし、我々もできるだけ飼い主のい

ない猫を増やさないでというときに、住んでいる環境がありますので、なかなか厳しいところがあるような気がします。

○片山委員 実は、去年、管理センター由来の猫がうちに1匹来て、うちのアイドルになっています。保護してくださって、NPO経由でうちに来たのですが、いい子が来てれてよかったなと感謝しています。

私は、一回、京都の愛護センターに行ったときに、帰りのJRの駅を徒歩で移動しているときに、地域猫の集落みたいなものあって、お庭の広いお家の屋根の上に20匹ぐらい、ひなたぼっこしている猫がいたり、小さい犬小屋みたいなものが並んでいて、その中に子猫がいたりして、北海道では余り見ないけれども、これが、地域住民が世話をしている地域猫なのかと初めて知ったのです。

人が関与しないのも一つの共生のあり方の方が人が関与しないというのは、どのぐらいのことを言っているのですか。地域猫もここで言う人が関与しないというものに入るのですか。

○事務局（坪松指導係長） あくまでも一般的な考え方ですが、地域猫というのは、地域の方が、その猫に適正に餌を与えたり、トイレを設置したりということで、地域みんなで猫の世話をするというものです。この一番下書いている人が関与しないというのは、全く人が関与しないということなので、人と猫は何もかわらないという考え方です。いわゆる野生動物と同等という考え方です。

○片山委員 TNR活動にも矢印が行っていますが、TNR活動は人が関与しますよね。

○事務局（坪松指導係長） TNR自体は、人が関与しますが、手術だけをして、その場に放して、増えないようにだけをする、単に手術をしてもとに戻すというものを言います。

○片山委員 それは、人が関与しないと。

○事務局（坪松指導係長） いつとき関与するという感じですね。

○片山委員 でも、下のあり方というのは、そういうものも若干推奨したい感じの言い方ですよね。

○事務局（坪松指導係長） 推奨はしないのですけれども、地域の中で、選択肢として、こういう考え方もあるよというものは提示しておかなければいけないという考え方です。

○片山委員 私は社会福祉士ですが、共生というのは、安全ネットというか、人が一人も取り残されない、命を支えてもらえるという社会の価値というか、信念というか、人権保護みたいなものなので、人であれば、命の危険がある人に関与しないと言ってしまったらまずいのです。共生というのは、そういう安全ネットのところを社会としてしっかり担保しますという考え方の言葉です。管理センターとしては、関与しないというのは、現実的に無理だと思うのです。ですから、ここはちょっと厳しいと感じました。

○事務局（坪松指導係長） わかりました。そこについては、今後、ガイドライン等を作成していく際に、中身を十分検討させていただきたいと思います。

○高橋会長 そのほかに、この辺のところでご発言はありませんか。

○折戸委員 今、片山委員がおっしゃったことと同じようなことですが、人が関与しない

のも一つの共生のあり方というのは、すごく違和感がある言葉だと思いました。

先ほど、野生動物と同じようなとおっしゃっていましたが、野生動物ではないです。もともと人に飼われていた動物なので、野生動物と同じ扱いという言葉は、私の中ではすごく違和感がありました。これを行政が言ってしまうと、では、そういう見守り方しかないのかということになってしまうので、そこはもうちょっと検討していただきたいと思っています。

また、その上に書かれたTNR活動ですが、そのほかの対応ということで、不妊去勢手術を施してもとに戻すということですが、これももともとは人に飼われていた猫なので、それが捨てられたり、迷子になって飼い主のいない猫になっているわけですから、そこに対して、行政として不妊去勢手術のサポートをしたりというお考えはないのですか。

○事務局（坪松指導係長） ですから、基本的には、理想的な対応に書いている①から③の支援のあり方については、各団体の役割分担等についてこれから検討していきたいということです。

○折戸委員 続きですが、現在、管理センターで収容されているのは、猫のほうが多いと思います。2年間で何十頭かの不妊去勢手術を施していますね。今、そう進めているのであれば、こういうところにもサポートをしていただければ大分違うのではないかと思います。

○事務局（坪松指導係長） それについては、センターもさまざまな業務を抱えていますので、私たちだけではなくて、いろいろなところの力をかりながら、誰がどういうふうに手術をしていくか、支援をしていくかということも検討させていただき予定になっておりますので、ご理解ください。

○高橋会長 そのほか、よろしいでしょうか。

○上杉委員 北海道の場合、地域猫は非常に難しいとされていて、冬を越すのは本当に厳しいです。ある程度は人間の管理のもとに、休める場所があるとか、暖をとるところがあるとか、そういうことがないと、地域で暮らしていくことは難しいと思うので、地域住民の協力やバックアップがないと実現しないと思います。こういったことを具体的にできるような施策を考えていかないと、地域猫というのは難しいと思います。

何名かから意見を募集されているということだったので、私も、今後、いろいろと考えさせていただきたいと思っています。

○高橋会長 ありがとうございます。

難しいですね。先ほど事務局からも話が出ましたけれども、ここのところは、我々なりにガイドラインはつくっていくか、見ていかないと、行政の人たちも大変だと思うのです。その辺のところは、できればいろいろな意見を出しながら、協力をしてもらえるのであればありがたいと思います。先ほど上杉委員がおっしゃったとおり、北海道の場合は、冬がありますので、なかなか難しいです。でも、本州に行くと、自分たちで生活していく野猫みたいな猫の集団があるのです。北海道の場合は、それがほとんどあり得ないので、

何らかの形のガイドラインをつくって、地域住民に理解をいただいて、不妊去勢手術をしてあげて、その場所に戻してもいいから、それをやっていくという方法か何かを考えていかないと、ちょっと厳しいかなという気がします。

そのほか、何かありませんか。

○片山委員 単なる猫好きの質問かもしれませんが、今問題になっている猫の規模感がわからないのです。2018年度でいくと、センターで525頭を引き取っていただいている、このぐらいであれば引き取っていただけるのだと思うのですがけれども、今問題になっている、もう引き取れない、関与するかしないかみたいな問題になっている猫の頭数は、どのぐらいをイメージしたらいいのですか。

○事務局（坪松指導係長） そこについては、内部的にもお話が出たのですが、私たちが持ち合わせている統計データの中でも、これとって参考となる数字がなかなかない状況です。ただ、先ほどおっしゃられたように、市民にも規模感が伝わらないといけないと思いますので、幾つかあるデータを整理しながら、今後、お示しできればと考えております。

○高橋会長 そのほか、よろしいでしょうか。

それでは、この辺の議論は終わらせてよろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○高橋会長 それでは、最後に、全体を通して何かありましたら発言をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（坪松指導係長） 私から伝え忘れたことがあります。

先ほど、今後、ガイドラインを作成していくというお話をさせていただきましたが、ガイドラインを作成するに当たって、メール会議などで何名かの委員の方々にご協力をいただきたいのですが、ご協力いただける委員の方がいらっしゃいましたら、この場でお聞きしてもよろしいですか。

○高橋会長 では、挙手をさせていただきますか。

（メール会議への参加希望者は挙手）

○高橋会長 ありがとうございます。

○事務局（坪松指導係長） では、今、手を挙げていただいた委員の方々には、今後、メール等で中身についてご検討のご協力をお願いしたいと思います。

○高橋会長 そのほうがいいと思います。

それでは、今、手を挙げていただいた方は、メール会議的なことで、そこはみんなの意見を出して整理していくと、では、この方向で行こうというふうに決めていかないと大変だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、全体を通して、何かご発言があれば出していただきたいと思います。

（「なし」と発言する者あり）

○高橋会長 最後に、ガイドラインを策定するに当たって、これから皆さんの協力をいた

だけることになりましたので、きょうの会議はこれで閉めたいと思います。

事務局に進行をお返しします。

○事務局（敦賀動物管理センター所長） 高橋会長、委員の皆様、どうもありがとうございました。

今回、活発なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

今回の会議録を作成したいと思います。事前に会議録の案を皆様に送付させていただきますので、確認をよろしくお願いいたします。

6. 閉 会

○事務局（敦賀動物管理センター所長） それでは、以上をもちまして、平成30年度札幌市動物愛護管理推進協議会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

以 上